

令和3年5月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年5月28日（金） 開会 午後2時 1分
閉会 午後2時14分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌兎委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年5月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年5月28日(金))

委員長

1 5月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、令和3年5月臨時会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

まず本日、5月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

国は5月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示を変更し、本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月31日までとした。この間、県民や事業者の皆様の御協力をいただきながら、飲食店や大規模施設等に対する営業時間短縮要請をはじめ、高齢者施設職員等に対するPCR検査やクラスター発生が懸念される業界に対する注意喚起など、総合的な感染拡大防止対策を講じてきた。そのような中、本県の感染拡大のペースは鈍化傾向にあるものの、療養者数は依然として高い水準にあり、さらに確保病床の使用率も40パーセントを超えて推移するなど、引き続き医療のひっ迫が懸念される状況にある。こうした状況を踏まえ、専門家にも意見を伺った上で検討した結果、5月26日に特措法に基づき、重点措置を実施すべき期間の延長に係る公示を行うよう国に要請した。正式には、国の決定を受け、本日開催する新型コロナウイルス対策本部会議において決定するが、引き続き飲食店や大規模施設等に対し、営業時間の短縮や酒類の提供自粛等を要請することを想定している。国の通知を踏まえ、今後の感染者の急増に対応できるよう、病床や宿泊療養施設の更なる確保を図るなど、医療提供体制の強化を図ることとした。こうした飲食店や大規模施設等の事業者に対し、営業時間短縮等を要請することに伴う協力金の支給や病床確保等医療提供体制の強化に係る補正予算について御審議をいただくため、臨時会を招集させていただいた次第である。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年度5月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。
提案を予定している議案は、予算1件である。

また、議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告が2件であり、合わせて3件である。

お手元の資料1「埼玉県議会令和3年5月臨時会付議予定議案件名」を御覧願う。

1の補正予算については後ほどご説明申し上げます。

報告事項については、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。いずれも、法律又は政令の改正に伴い、条ずれなどの規定の整備を行ったものである。

続いて、資料2「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)(案)」の概要を御覧願う。

今回の補正予算は、先ほどご説明したとおり、飲食店等の事業者に対する協力金の支給や病床、宿泊療養施設の更なる確保を要する経費などについて、所要の補正をお願いするものである。この結果、一般会計の補正予算額は、509億2,571万3千円となり、既定予算との累計額は、2兆2,585億1,670万円となる。

以上で議案等の説明を終わる。議案の詳細について引き続き企画財政部長に説明させるので、よろしくお願い申し上げます。

企画財政部長

それではお許しをいただいたので、5月臨時会に提案をさせていただき議案について、お手元の資料により、御説明をさせていただきます。

資料2の3の内容について御説明する。まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の1つ目、飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給についてである。まん延防止等重点措置期間を、6月20日まで延長することとして、まん延防止等重点措置区域の15市町及びその他48市町村の飲食店等を運営する事業者に対し、営業時間短縮や酒類の提供自粛等を要件に協力金を支給するものである。なお、措置区域の中小企業への支給額については、これまで売上高に応じて、1店舗当たり日額4万円から10万円としていたところ、今回は国の基準に基づき、日額3万円から10万円を支給することとしている。

2つ目の大規模施設等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給は、措置区域において建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間短縮を要件に協力金を支給するものである。

3つ目の飲食店等への営業時間短縮要請に係る現地調査は、感染拡大を防止するため、飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況を確認するものである。

次に感染者急増に備えた医療提供体制の強化は、国の通知を踏まえ、病床の更なる確保など医療提供体制の強化を図るものである。1つ目の病床、宿泊療養施設の更なる確保は、本県で過去最大の感染者数の2倍程度の感染者が発生した場合にも対応できる入院病床と宿泊療養施設の確保を進めるものである。

2つ目の宿泊・自宅療養者への医療提供体制の強化は、感染拡大により増加する自宅療養者や宿泊療養者へ必要な医療療養体制を提供するため、健康観察業務を外部に委託し、必要に応じて電話診療を行うなど、療養者の状態に応じた適切なフォローアップ体制を構築することで、療養期間中の安全性を高めるものである。

3つ目の県調整本部、患者搬送体制の強化は、患者の入院調整を一元的に行う新型コロナウイルス感染症県調整本部の看護師の増員及び電話回線の増強を行うとともに、搬送車両を増やすことで迅速な患者搬送体制の強化を図るものである。

4、財源についてだが、本補正予算では、全額国庫支出金を充てることとしている。

資料3は、補正予算案を歳入款別、歳出款別、歳出性質別に整理したものである。後ほど御覧いただきたい。

以上が5月臨時会に提案を予定している議案の概要である。よろしく御願ひ申し上げます。

委員長

2 5月臨時会の会期予定についてだが、5月31日（月）の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、5月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

去る4月20日にまん延防止等重点措置が発出され、議事堂のあるさいたま市は、同措置の対象地域となっている。本臨時会会期中の5月31日も、同措置の期間内となっているため、

去る5月11日招集の臨時会と同様の委員長案を作成しましたので、お手元の資料1を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な点を説明する。本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていただき、そちらで審議に参加いただくことを考えている。

次に、「2 本会議における対応」の(1)議員の出席についてだが、資料1の2枚目を御覧願う。議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。本会議が開かれるたび、Aの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩ごとにB、Cと交代していく案である。なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。また、質疑・質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項につきましては、議長が判断することとする。あわせて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。

私としては、案のとおり、申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

[了 承]

委員長

それでは、案のとおり決定した。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

< 確 認 >

委員長

4 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、5月臨時会開会日・5月31日(月)の午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >